

永住者・高度専門職2号の 在留カード有効期間更新について

在留カードの住所が、東京都、埼玉県、千葉県、栃木県、茨城県、
長野県、群馬県、山梨県、新潟県、神奈川県の人

在留カード有効期間更新は
東京出入国在留管理局2階(Dカウンター)
で行っております。

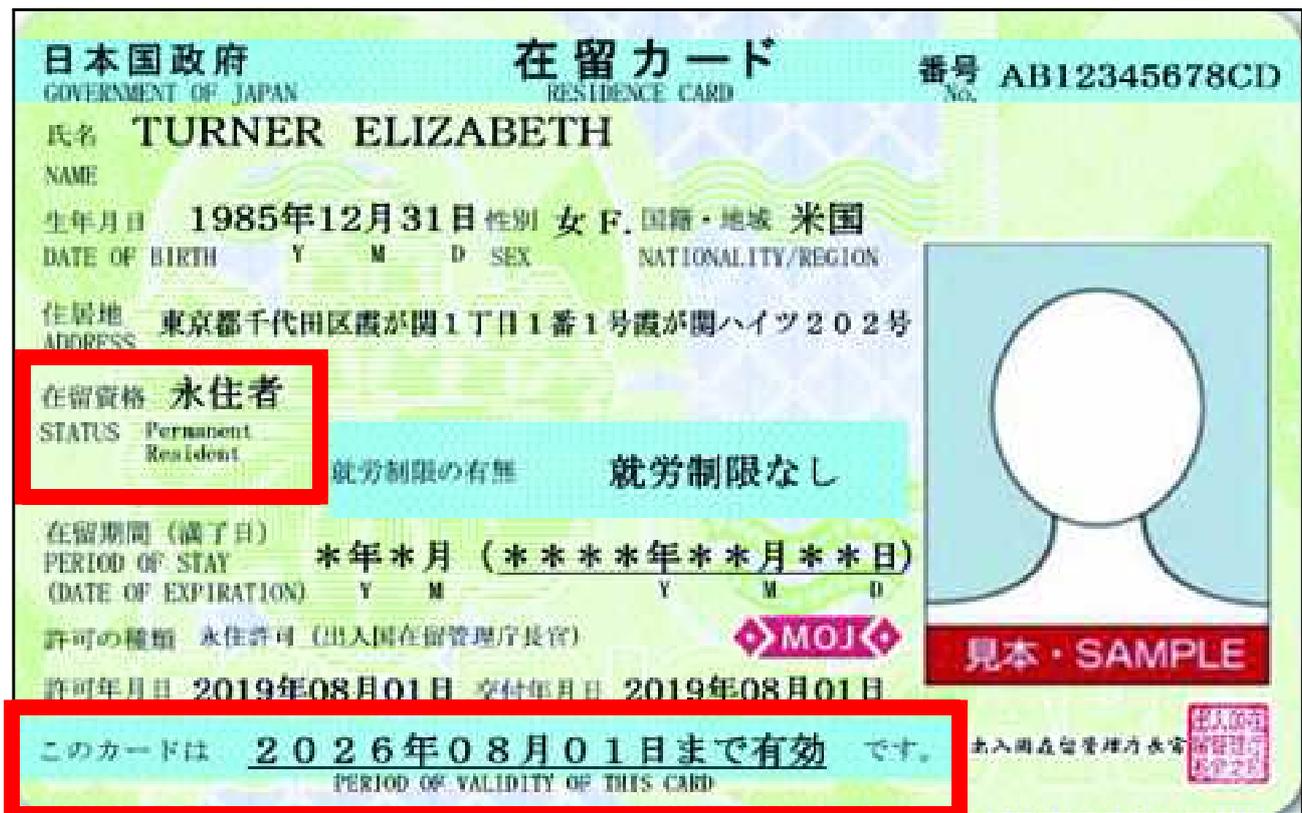
- 持ち物
- ① 在留カード
 - ② パスポート(旅券)
 - ③ 申請書(全部書いてください)
 - ④ 写真1枚(たて4×よこ3cm、何もかぶらず、写真の背景に模様がな
いもので、6か月以内にとった写真)

- 注意事項
- ① 有効期間のある在留カードとパスポートを持っていない人は、運転
免許証、マイナンバーカード、住民票など、有効期間のある自分の
身分を証明する資料を持ってきてください。
 - ② 手続きできる人は、本人が本人と一緒に住んでいる家族で16歳以上
の人です。一緒に住んでいる家族が代わりにくるときは、委任状と
3か月以内にとった、家族の関係が書いてある住民票を持ってきて
ください。
 - ③ 在留カードをなくした人は、警察でなくしたことの証明書をもらっ
てから、きてください。

○在留カード有効期間更新の申請書はこちらです↓

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00011.html





有効期間の終わる日

(1) 顔写真のあるカード
在留カードは 有効期間の終わる日の
2か月前から更新できます。

(2) 顔写真のないカード
在留カードは 有効期間の終わる日
6か月前から更新できます。

【連絡先】

東京出入国在留管理局 審査管理部門
0570-034259(所属部署番号210)
03-5796-7234(IP電話、外国から)